

日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本遺産に認定された猪苗代湖・安積疏水・安積開拓に関するストーリーの魅力の発信及び推進により地域の活性化を図る事業（以下「事業」という。）を実施する日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会（以下「協議会」という。）に対する負担金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付手続)

第2条 負担金の交付の申請、決定等に関する事項その他負担金に係る予算の執行に関する基本的事項については、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるところによるものとする。

(対象経費及び額)

第3条 負担金の交付対象は、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、手数料、委託料その他事業の運営に要する経費とし、負担金の額は、予算の範囲内で定めるものとする。

(交付の申請)

第4条 協議会は、負担金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定に基づく補助金等交付申請書等の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

なお、規則第4条第3号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 協議会規約
- (2) 協議会役員名簿
- (3) 協議会会員名簿

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金を目的外に使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 協議会は、事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書（次項において「実績報告書」という。）等の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 協議会は、実績報告書を事業の属する年度内に提出できない場合は、事業の完了後直ちに事業完了届を提出した後、実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により補助金等交付額確定通知書により協議会に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合又は確定額が交付決定と同額である場合は、当該通知を省略する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。